

令和元年度第1回

川口市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 次第

令和元年8月5日（月）

午前10時

本庁舎2階 第3会議室

1 開 会

2 議 事

議題1 専門分科会会長の選任

議題2 第2期川口市地域福祉計画（後期）の進捗状況について

3 その他

4 閉 会

本計画の配布先

No.	団体名	部数
1	市議会議員	42
2	各部長・特別職	38
3	関係各課	24
4	川口市社会福祉審議会委員	40
5	市政情報コーナー	1
6	川口市医師会	1
7	川口歯科医師会	1
8	川口薬剤師会	1
9	川口市民生委員児童委員協議会	1
10	川口市遺族会	1
11	埼玉県更生保護観察協会川口支部	1
12	川口市福祉の日推進委員会	1
13	川口市ボランティア団体連絡協議会	1
14	川口市老人クラブ連合会	1
15	川口市社会福祉協議会	1
16	川口市社会福祉事業団	1
17	埼玉県知事	1
18	戸田市長	1
19	蕨市長	1
20	草加市長	1
21	地区民協会長(17地区)	17
22	各町会・自治会長	231
23	民生委員	560
合計		968

本計画期間中に実施する取組の進捗状況

基本目標1 地域で支えあう仕組みづくり

取組方針	(1) 多様な分野との連携
個別方針	②分野・組織を超えた相談体制等の仕組みの整備
実施取組	「複合的、分野横断的な課題に対する支援体制の整備」

近年、壮年の引きこもりと老親が社会から孤立する「8050問題」や「若年性認知症」、「障害のある生活困窮者」など、福祉ニーズの多様化・複雑化が進んでおります。このような、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題については、相談者や世帯が抱える複合的な悩みを総合的に受け止め、円滑に相談できる体制の整備が必要です。

そのため、市では相談者や世帯の課題を把握し、多機関・多分野と連携を図る体制について検討し、課題に応じた適切な支援が包括的に提供される仕組みづくりの推進に努めます。

進捗状況

◇（仮称）福祉相談支援窓口検討会議及び専門部会の設置（案）

【所掌事務】

- (1) （仮称）福祉相談支援窓口における基本方針の作成に関する事
- (2) 包括的な相談支援体制の整備に関する事
- (3) その他、検討会議が必要と認めた事項

【検討会議の構成員】（案）

福祉総務課	子ども総務課
生活福祉1課	子ども育成課
長寿支援課	子育て相談課
介護保険課	保健所地域保健センター
障害福祉課	政策審議員（福祉保健担当）
行政管理課	

【検討会議専門部会の構成員】（案）

上記関係課及び川口市社会福祉協議会、川口市社会福祉事業団から推薦された相談支援等に関する業務に関わる者

◇市町村総合相談支援体制構築アドバイザー派遣要請

埼玉県が実施する市町村総合相談支援体制構築アドバイザー派遣事業は、福祉総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置など、福祉の縦割りの支援ではなく総合的に支援を行う体制を構築しようとする市町村に対し、アドバイザーを派遣し取組を支援するもの。

取組方針	(2)「地域コミュニティの創造・強化」
個別方針	⑤地域福祉実践体制の強化
実施取組	「民生委員・児童委員の定員充足率の向上」

地域の実情に通じ、住民と福祉サービスを結ぶ役割を持ち、また地域住民の相談相手となる民生委員・児童委員は、虐待の防止や地域の見守り活動など様々な場面で活動が期待されています。一方、その職責の重要性に対し、活動の負担が大きいこと、原則無報酬の活動であることや、住民の地域への帰属意識が希薄化していることなどから、なり手不足が社会問題化しています。

民生委員・児童委員の定員充足率は、地域コミュニティが地域福祉を実施するための基礎体力とも言える喫緊の課題であることから、平成28年12月の一斉改選後、候補者の推薦母体となる町会・自治会に対し、欠員が出ている地域を中心に推薦を再度依頼するとともに、平成29年10月の川口市社会福祉大会において、民生委員・児童委員のPRを行いました。これらを受け、平成30年11月時点の現員数は、平成28年12月と比較し、1%向上しています。

また、なり手不足の要因のひとつである負担軽減策の導入についても、他市の事例を参考に検討を進めます。

進捗状況

民生委員・児童委員の欠員補充については、欠員が出ている地区の町会・自治会に対し、継続して候補者の選出及び推薦を依頼しており、平成30年11月から令和元年8月までには4名を新任として委嘱している。しかしながら、同期間中に体調不良等の理由により6名が退任しているため、充足率の向上に至っていない。

民生委員・児童委員のなり手不足の要因のひとつである負担軽減策については、引き続き、検討を進めていく。

【民生委員・児童委員の委嘱及び退任状況】

	委嘱	退任	民生委員数
H28. 12. 1			593
：	：	：	：
H30. 11. 1		1	599
H30. 12. 1	1	2	598
H30. 12. 17		1	597
H31. 4. 1	1		598
R 1. 7. 1		2	596
R 1. 8. 1	2		598

取組方針	(4)地域の見守り活動の推進
個別方針	①地域ぐるみの防災・防犯の取組
実施取組	「福祉避難所の整備」 「民間福祉施設との避難協定の締結推進」

福祉避難所とは、川口市地域防災計画に定められた避難所のうち、小中学校などに開設される一般の避難所での生活が困難で、特別の配慮を要する方のために開設する避難所です。

市では、震災時の建物の耐震性やバリアフリーの状況などを勘案し、平成25年3月に、市内の福祉施設を中心に14カ所を指定しました。また、平成28年3月に、市内の7事業者10施設と「災害時における社会福祉施設への要援護者の受け入れに関する協定」を締結しました。

しかし、災害の規模によっては福祉避難所が不足することが予測されることから、事業者への周知や協力の呼びかけにより民間福祉施設との避難協定の締結を進め、福祉避難所のさらなる確保に努めます。また、福祉避難所の備蓄物資についても充実に努めます。

進捗状況

◇民間福祉施設との避難協定の締結

法人名	施設名	種別	締結日
社会福祉法人 ひふみ会	理光	障害者福祉施設	H28. 3. 22
	光福	障害者福祉施設	H28. 3. 22
	親光	老人福祉施設	H28. 3. 22
社会福祉法人 ごきげんらいぶ	らいぶ	障害者福祉施設	H28. 3. 22
社会福祉法人 めだかすとりいむ	すいーつばたけ	障害者福祉施設	H28. 3. 22
	メゾンめだかさくら館	障害者福祉施設	H28. 3. 22
社会福祉法人 川口長生会	さざんかの郷	老人福祉施設	H28. 3. 22
社会福祉法人 水梅会	紫水苑	老人福祉施設	H28. 3. 22
社会福祉法人 名栗園	リバー・イン	老人福祉施設	H28. 3. 22
社会福祉法人 徳誠会	春輝苑	老人福祉施設	H28. 3. 22
社会福祉法人 みぬま福祉会	はれ	障害者福祉施設	H31. 4. 4
社会福祉法人 ひらく会	みんと	障害者福祉施設	H31. 4. 4
社会福祉法人 あかぼり福祉会	あさひあ〜と	障害者福祉施設	H31. 4. 4
特定非営利活動法人 くれおん	あみくる	障害者福祉施設	H31. 4. 4
特定非営利活動法人 たびだち	児童発達支援センターたびだち学園	障害者福祉施設	H31. 4. 4
株式会社 ピュアホームズ	介護事業本部	老人福祉施設	H31. 4. 4

◇福祉避難所備蓄物資の充実

新たにエアベッドを配備 (140 個)

取組方針	②孤立・孤独を防ぐ地域の活動	
個別方針	「新聞配達店等の地域資源を活用した「見守り協定」ネットワークの構築」	
都市化・高齢化・核家族化など、社会構造の変化に伴い住民相互の関係が希薄となった結果、地域社会から孤立する住民が増える傾向にあります。中でも高齢世帯やひとり暮らしの高齢者が異変・病変の際に助けを求めにくい状況は生命に関わる問題であることから、市はこれまで配食サービス事業や緊急通報装置の貸与事業などを通じ、高齢者の見守りに努めてきました。 一方、近年はそうした高齢者に限らない様々な年齢層について、地域社会や福祉サービスにつながらない状況で、病気或いは生活困窮などが原因で死亡する、いわゆる「孤立死」が社会問題化しています。こうした状況に対応するために、市は電力・ガス・水道などのいわゆるライフライン事業者に対し料金滞納などへの柔軟な対応を依頼するとともに、定期的に住家を訪問する新聞配達店、郵便事業会社や宅配事業者等と、配達時等に異変を発見した場合に市へ通報する「見守り協定」の締結を進め、ネットワークの構築に努めます。		
進捗状況		
◇民間法人等協定締結一覧		
協定名	協定先	協定日
川口市新聞配達見守り協定 （５者による協定）	埼玉県新聞販売組合南部地区第一実行委員会店主会 埼玉県新聞販売組合南部地区第五実行委員会店主会 川口市 川口警察署 武南警察署	H24. 5. 29
川口市における見守り活動に関する協定	生活協同組合コープみらい	H27. 12. 14
	医療生協さいたま生活協同組合	H28. 10. 13
	生活協同組合パルシステム	
	埼玉県宅地建物取引業協会川口支部	H29. 7. 11
	埼玉県宅地建物取引業協会南彩支部	
	全日本不動産協会埼玉県本部県中央支部	H31. 3. 19
川口市と川口市内郵便局との包括連携に関する協定	川口郵便局 川口仲町郵便局	H29. 4. 25
川口市における高齢者及び子ども等の見守り活動に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社イトーヨーカ堂	H29. 11. 16
地域活性化包括連携協定	株式会社イトーヨーカ堂 株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク	H30. 8. 8

基本目標3 その人らしく暮らす環境づくり

取組方針	(3)「権利擁護の推進」
個別方針	①権利擁護の推進
実施取組	「成年後見制度の啓発」 「成年後見制度利用支援事業の充実」

判断力が不十分な認知症高齢者などに代わって財産管理や福祉サービスの契約を行う成年後見制度は、平成24年の成年後見申し立て件数が全国で約3万5千件に上り、また、成年後見を必要とする認知症高齢者数も全国で約300万人と推定され、65歳以上の高齢者の10人に一人の割合になるなど、その必要性は、今後急速に高まると見込まれます。

一方で、弁護士・司法書士等の専門職後見人が不足していることから、一般市民が後見業務を行う「市民後見人」を育成し、その活動に対する支援体制を整備することが行政に対し求められています。市では、市民後見人を確保できる体制を整備するために、市民後見人候補者養成講座などを川口市社会福祉協議会に委託するなど、地域における市民後見人の活動を支援し、成年後見制度を利用しやすい環境づくりに努めます。

また、市民後見人候補者養成講座を修了した方の活動の場を確保することも重要であることから、弁護士会、司法書士会、NPO等とのネットワークづくりを進めながら、人材の育成と有効活用に努めます。

進捗状況

◇法人後見支援員（市民後見人候補者養成研修修了者のうち活動を希望する人数）

年度	H28 以前	H29	H30
人数	12	9	4

◇市民後見人の要請（家裁認定者数）

年度	H28	H29	H30
人数	3	1	2

◇市長申立て（件数）

年度	H28	H29	H30
申立て件数	39	54	81

◇成年後見人等報酬助成金（助成件数）

年度	H28	H29	H30
助成件数	52	60	74

川口市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、川口市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 前項の児童福祉に関する事項には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園に関する事項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項を含むものとする。

3 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項を調査審議する場合にあっては同条に規定する機関と、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項を調査審議する場合にあっては同項に規定する機関とする。

(組織)

第3条 審議会は、委員50人以内をもって組織する。

(委員等の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 特別の事項を調査審議するため置かれた臨時委員の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

(副委員長)

第5条 審議会に、副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 臨時委員は、特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部（専門分科会にあっては、その審議事項を所管する部）において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(川口市社会福祉保健審議会条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 川口市社会福祉保健審議会条例（昭和53年条例第53号）

(2) 川口市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第33号）

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 4 川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 5 川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第74号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

川口市社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市社会福祉審議会条例（平成29年条例第49号）第8条の規定に基づき、川口市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の設置等)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により設置する身体障害者福祉専門分科会は、障害者福祉専門分科会と称するものとし、当該専門分科会においては、同項に規定する身体障害者の福祉に関する事項に加え、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

2 法第11条第2項の規定により設置する専門分科会は、地域福祉専門分科会とし、当該専門分科会において調査審議する事項は、地域福祉に関する事項とする。

3 前項に規定する専門分科会のほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を設置することができる。

(専門分科会の委員等)

第3条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会に、専門分科会長及び副専門分科会長を置く。

3 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員。第5項、次条第2項及び第3項並びに第5条において同じ。）の互選によってこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

5 副専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。

6 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門分科会の会議等)

第4条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、その議長となる。

2 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員全員の一致によりあらかじめ指定する事項については、書面により決議することができる。

- 2 前項の規定による決議は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

第6条 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
（部会の設置等）

第7条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「令」という。）第3条第1項の規定により、同項の身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。

- 2 前項の審査部会は、障害者福祉専門分科会審査部会と称するものとし、当該審査部会においては、令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議に加え、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定及び当該指定の取消しに関する事項
- （2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定の取消しに関する事項

第8条 法第12条第2項の規定において読み替えて適用される法第11条第1項の規定により設置する児童福祉専門分科会に、部会を置く。

- 2 前項の部会は、児童福祉専門分科会施設認可部会と称するものとし、当該部会においては、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業等の認可に関する事項
- （2）児童福祉法第35条第4項に規定する児童福祉施設の設置の認可（保育所に係るものに限る。）に関する事項及び同法第46条第4項に規定する児童福祉施設の設置者に対する事業の停止の命令に関する事項
- （3）児童福祉法第59条第5項に規定する施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する事項

- (4) 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項に規定する認定に係る事項
- (5) 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項に規定する認定の取消しに係る事項
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項
- (7) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第1号及び第2号に規定する事項
- (8) 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）第3条第1項、川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）第3条第1項及び川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第74号）第3条第1項に規定する勧告に関する事項

第9条 第7条第1項の規定により置く審査部会及び前条第1項の規定により置く部会のほか、必要に応じ、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に部会を置くことができる。

（部会の委員等）

第10条 部会（障害者福祉専門分科会審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、当該専門分科会長が指名する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、その部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、その部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会の会議）

第11条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会は、その部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第12条 令第3条第3項に定めるもののほか、審議会は、部会において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第13条 審議会、専門分科会又は部会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(川口市社会福祉保健審議会規則の廃止)

2 川口市社会福祉保健審議会規則（昭和53年規則第24号）は、廃止する。

川口市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川口市社会福祉審議会規則に規定する地域福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門分科会は、次の事項を調査審議し、その結果を市長に提言する。

- 一 地域福祉に関する事項
- 二 川口市地域福祉計画の策定に関する事項
- 三 川口市地域福祉計画の推進に関する事項
- 四 その他川口市地域福祉計画に関する事項

(専門分科会の庶務)

第3条 専門分科会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(傍聴の定員)

第4条 庶務を処理する課は傍聴の定員を5人以上に設定するよう努めることとし、会議を行う場所等開催事情に応じて定める。

(傍聴に関する事項)

第5条 別に定める会議傍聴要領に順ずる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は専門分科会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

川口市社会福祉審議会 委員名簿

2019.8.5現在
●専門分科会長及び部会長

区分	役職	氏名	民生委員審査 専門分科会 (6名)	障害者福祉 専門分科会 (13名)	児童福祉 専門分科会 (14名)	地域福祉 専門分科会 (15名)	障害福祉専門分科会 審査部会 (臨時委員)	児童福祉専門分科会 施設認可部会 (臨時委員)
議員	川口市議会 福祉保健常任委員会 委員長	江袋 正敬	○			○		
社福	川口市民生委員児童委員協議会 会長	大谷 富夫	○			○		
社福	川口地区保護司会 会長	山喜 光明	○			○		
社福	社会福祉法人川口市社会福祉協議会 常務理事	大久保 光人	○			○		
社福	川口市ボランティア団体連絡協議会 会長	宗像 和子	○			○		
学識	川口商工会議所 総務広報課長	鈴木 真理子	○			○		
学識	川口市医師会 会長	鹿嶋 広久				○		
学識	川口歯科医師会 会長	渡辺 隆志				○		
学識	川口薬剤師会 副会長	江川 肇				○		
社福	埼玉県老人福祉施設協議会北足立支部 理事	小山 圭三				○		
学識	芝塚原町会 町会長	須賀 幸太郎				○		
社福	公募	安藤 美子				○		
学識	公募	森下 芳樹				○		
学識	東京家政大学 人文学部教育福祉学科	田中 恵美子 (副委員長)		●				
学識	川口市医師会	新谷 仁		○			●	
学識	桐和会グループ 理事長	岡本 和久		○				
学識	埼玉県南児童相談所 副所長	岩元 貴博		○				
学識	川口市教育研究所 芝園分室 副所長	櫻井 秀子		○				
学識	川口公共職業安定所 統括職業指導官	栗原 理恵		○				
社福	川口市内障害者施設運営団体連絡会 代表幹事	山崎 豊		○		○		
社福	川口市自立支援協議会 (社会福祉法人みぬま福祉会理事)	松本 哲		○				
社福	社会福祉法人川口市社会福祉協議会 事務局長	別府 さつき		○				
社福	一般社団法人川口市身体障害者福祉会 代表理事	小巻 喜一		○				
社福	社会福祉法人ひふみ会 理事長	吉田 優		○				
社福	川口市精神障害者の会(よつば) 会長	西村 勝		○				
社福	NPO法人川口市障害難病団体協議会 代表理事	森田 かよ子		○				

川口市社会福祉審議会 委員名簿

2019.8.5現在

●専門分科会長及び部会長

区分	役職	氏名	民生委員審査 専門分科会 (6名)	障害者福祉 専門分科会 (13名)	児童福祉 専門分科会 (14名)	地域福祉 専門分科会 (15名)	障害福祉専門分科会 審査部会 (臨時委員)	児童福祉専門分科会 施設認可部会 (臨時委員)
学識	川口短期大学 准教授	小川 房子			●			○
学識	十文字学園女子大学 教授	布施 晴美			○	○		
社福	埼玉県保育協議会 顧問	剣持 浩			○			
社福	埼玉県南児童相談所 所長	小貝 和己			○			
学識	川口市立小学校長会 副会長	清水 健治			○			
学識	川口市立医療センター 医師	山南 貞夫			○			
社福	埼玉県助産師会川口地区 助産師(はとがや助産所)	鵜野洲 みどり			○			
社福	川口市私立幼稚園協会 会長(川口文化幼稚園園長)	浅沼 良臣			○			
社福	認可私立保育園 汽車ぼっぼ保育園園長	渡部 大輔			○			
学識	川口市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	庵地 眞見			○			
学識	川口商工会議所 総務広報課主任	稲田 涼子			○			
学識	連合埼玉川口・戸田・蕨地域協議会 顧問	中村 純司			○			
社福	川口市社会福祉協議会 副会長	林 嘉市			○			
社福	公募	仲島 大勝			○			
学識	川口市医師会 【視覚機能障害】	蒲山 俊夫					○	
学識	川口市医師会 【聴覚等機能障害】	矢嶋 裕徳					○	
学識	川口市医師会 【肢体不自由】	小川 政明					○	
学識	川口市医師会 【肢体不自由】	古屋 徳郎					○	
学識	川口市医師会 【心臓機能障害】	立花 栄三					○	
学識	川口市医師会 【じん臓機能障害】	須田 雅一					○	
学識	川口市医師会 【呼吸器機能障害】	羽田 憲彦					○	
学識	川口市医師会 【ぼうこう・直腸機能障害】	佐藤 雅彦					○	
学識	川口市医師会 【肝臓機能障害】	松井 茂					○	
学識	川口市立南平幼稚園 園長	小沼 和美						○
学識	川口市保育所長研修会 副会長	人見 景以子						○
学識	(有)ますしいリビングカンパニー 代表取締役	増井 真也						○

【委員総数】
委員40名 ※兼任8+2名
臨時委員12名